

令和 8 年度男女共同参画社会づくり行動促進事業  
(テーマ：SDG s の推進) 企画・運営委託業務仕様書

1 業務の目的

2015 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべてのターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされている。

本事業では、SDG s への理解を深め、一番身近な地域や家庭において、一人ひとりの具体的な行動を促進することを目的とする。

2 業務の委託期間

委託契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

3 業務の概要

① 内容

本事業では、SDG s への理解を深め、一人ひとりが持続可能でよりよい社会の実現を目指し、地域や家庭において具体的な行動を促すための事業を実施する。

なお、次の事業は本業務の対象外とする。

- ・国、地方公共団体など他の団体等から補助金等の交付を受けている事業や、受ける予定の事業
- ・営利目的の事業
- ・事業対象が応募団体の会員等に限定された事業
- ・新たに企画した事業であっても、内容等から既存事業の振替と判断されるもの（実質的にそのように判断されるものを含む。）

② 開催形態

講演会、講座、ワークショップ形式等

③ 委託金額

上限 400,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 業務の詳細

(1) 男女共同参画社会づくり行動促進事業の企画・運営に関する一切の委託業務の実施

- ① 広告チラシ（参加申込書を含む）を作成・配布すること。また、データ及びチラシ本体を納入すること。
- ② アンケート調査を実施するとともに、事業の効果を報告すること。
- ③ 参加者募集にあたっては、広く県民が参加できるよう工夫すること。なお、具体的方策について事前に委託者（以下、「県」という。）と協議すること。
- ④ 講演会等を開催する場合、講演者による講演に加え、参加者との質疑応答および意見交換の時間を設ける双方向型の形式とすること。
- ⑤ 事業の実施に際して必要な保険に加入すること。
- ⑥ 必要に応じて、事業の参加者のための無料託児を実施すること。
- ⑦ 事業の実施に際して、講演会等を開催する場合は参加者のための手話通訳等を用意するなど、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 7 条第 2 項に規定される必要かつ合理的な配慮を行うこと。

- ⑧ 事業の広報にあたっては、受託者が企画・運営する県主催事業「香川県 男女共同参画社会づくり行動促進事業」である旨をチラシや当日配布物等に明示すること。

(2) 提出物

業務完了後、業務完了報告書を提出すること。

5 支払方法

精算払（ただし、事業の遂行のために特に必要があると認めるときは、概算払とすることができる。）

6 特記事項等

- (1) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 事業実施にあたっては、県と受託者で協議の上、オンライン開催とするなど、開催形式について柔軟に対応すること。

7 その他

- (1) 本事業実施に関する準備・進行管理、その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。  
なお、事業実施にあたっては、県に対し適宜連絡又は報告を行い、県と調整を図ること。
- (2) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。この成果物等の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。なお、研修で講師が配布する資料等については、当該成果物等には当たらないものとする。  
県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (3) 受託者決定後、協議により、採用された企画を一部変更することがある。
- (4) 天災その他社会情勢等により、事業が中止になった場合や業務の完了に影響が出た場合は、変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（ただし、契約金額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、県と協議すること。

担当 香川県政策部男女参画・県民活動課 中原・小原  
TEL : 087-832-3199 / FAX : 087-832-3870